

# 生活保護判決が確定

生活保護の処分をめぐり精神的な損害賠償を行政に求める訴訟では、ほとんどの判決が慰謝料を認めずきませんでした。そんななか、東京地裁が原告の訴えを認め、慰謝料の支払いを命じた判決が4月16日、確定しました。関係者は「額は少ないが大きな成果」だと評価しています。

(岩井直紀)

「財産権の侵害により慰謝料を認められた今回の判決が今後、誰かの役に立てたら」。原告の20代男性は、勝訴の思いをそう語ります。

精神障害があり生活保護を利用する男性。「障害者加算を受け取る権利は、私にとって特別な価値のあるもの」だと強調します。

東京都八王子市の福祉事務所が保護費から障害者加算を削除したことは違法だとして同市に慰謝料などを

求めて昨年5月、東京地裁に提訴。同地裁(石田佳世子裁判官)は今年3月28日、国家賠償法上違法だとして、同市に慰謝料など1万1千円の支払いを命じました。

判決は、障害者加算は精神障害のある男性にとって「健康で文化的な最低限度の生活を営む上で不可欠のもの」だと指摘。加算が6カ月にわたり支給されなかったことは「生活基礎を脅かすもの」で、男性の「精神的苦痛は軽視しがたいものがある」と述べています。

### 「画期的」



慰謝料を勝ち取った男性(左)と話を  
する黒岩哲彦弁護士＝東京都足立区

「障害者加算の意味を適切にとらえた判決です」と語るのは、男性の代理人、黒岩哲彦弁護士です。「生活保護をめぐり訴訟で、精神的な負担に対する慰謝料を認めたことは画期的です」と評価します。

男性は、就労不可と診断

## 慰謝料「大きな成果」

されています。2011年9月から八王子市で生活保護の利用を始めました。ためらいがあったものの「社会的なサポートが得られるのでは」と13年6月、精神障害者保健福祉手帳を取得し、1万7530円の障害者加算がつきました。

生活保護の障害者加算は、手帳取得の動機でした。精神疾患の症状が出ているときは、シャワーに2時間ほどかかってしまい、高額な水光熱費が暮らしを圧迫するからです。

ところが、市が17年3月、男性への障害年金不支給決定が出ていたことを把握すると、同年6月から、月1万7530円の障害者加算を削除しました。

男性が抗議すると、担当ケースワーカー(CW)は年金の再申請を促したといえます。男性は同年9月に再申請し、年金の支給決定を受けました。市は同年12月、障害者加算を10月分からさかのぼって認定。ただ、6～9月の4カ月分は未認定のままです。

多大な労力を費やして男性は最終的に障害者加算を回復しました。けれど、市は適切な対応を取らず謝罪もないとして、精神的な損害賠償を求めて提訴に踏み切りました。

1回目の年金申請で不支給決定が出た後、男性は手帳の更新を受けていました。

厚生労働省は通知で、年金の不支給決定が出た後に手帳の更新を受けた人に対しては、年金の認定が出るまでは手帳の等級で障害者加算に関する障害の程度を判定すると定めています。

東京地裁判決は、この通知によれば、市が加算を削除したことは「誤りであった」と指摘しています。

男性は「障害年金支給の有無にかかわらず精神障害者保健福祉手帳の等級で加算が決まるように運用の見直しをしてほしい」と話しています。

再発防止を徹底

八王子市のコメント、判決を真摯(じしん)に受け止めている。慰謝料をなるべく早く支払えるよう調整している。再発防止を徹底していこうと改めて感じている。

### 謝罪なく

この分の加算について男性が申請するも、市は19年3月に却下。男性が審査請求するなかで市は12月に却下決定を取り消し、20年1